

寄稿

北欧(ノルウェー・スウェーデン)における 被害者支援制度調査旅行記

日本弁護士連合会 犯罪被害者支援委員会事務局次長, 第二東京弁護士会
● 黒井 新

1 はじめに

2014年9月15日から19日までの5日間、日弁連の犯罪被害者支援委員会の委員15名で、ノルウェー王国及びスウェーデン王国を訪問しました。

両国では、被害者支援の施策において先進的な取り組みがなされており、被害者支援施策を専門的に取り扱う省庁が置かれています。

日弁連の犯罪被害者支援委員会では、被害者支援の施策を専門的かつ一元的に取り扱う「犯罪被害者庁」の設立を目指して活動を始めており、その一環として、今回、両国における施策を調査することとなったものです。

2 ノルウェー王国

ノルウェーでまず訪れたのは暴力犯罪補償庁です。ノルウェーのほぼ北端にあるヴァルドーという街にあり、主として、暴力犯罪の被害者への補償金の支給と、加害者に対する求償請求を行います。

補償の対象となるのは、治療費や休業損害、慰謝料等で、支給された補償金を加害者に求償します。ノルウェーでは、いわゆる国民総背番号制を導入していることから、求償金の回収率も比較的高いとのことでした。

次に、首都オスロにある市民庁を訪れました。

この市民庁には、補償局、法律援助局等が設置され、補償局では、暴力犯罪補償庁でなされた補償金の裁定に対する不服申立てを受け付け判断する機能を果たしています。

また、ノルウェー弁護士会を訪れ、2011年7月22日に発生した連続テロ事件における被害者支援弁護士の活動等について話を聞きました。

ノルウェーでは、重大犯罪については、資力要件に関わりなく国選の被害者弁護人が捜査段階から選任されます。

3 スウェーデン王国

まず訪れたのは、ウメオという都市にある、犯罪被害者庁です。ここでは、犯罪被害者への補償、犯罪被害者基金の管理、補償金の求償等の活動が行われています。

続いてウメオ大学を訪れました。ここでは、犯罪被害者学を科目として設け、人身売買の研究等が行われています。

また、スウェーデンの弁護士と面会し、被害者弁護人としての活動内容について聞きました。スウェーデンにおいても、犯罪について捜査が開始されると、資力要件を問わず、被害者は裁判所の選任する被害者弁護人によって、法的な支援を受けることができます。

さらに、ストックホルム検察庁や子どもの家へも訪問しました。

子どもの家は、いわゆる司法面接等を行う施設です。オスロ市内から少し離れた閑静な地に建てられ、子ども達が落ち着いた雰囲気の中で話すことができるよう様々な工夫がなされていました。

最後に、重大なDV加害者等を収容するハル刑務所を訪れ、DV犯を対象とした処遇プログラムの内容を聞きました。

4 まとめ

我が国の施策と大きく異なることは、被害の回復が、国からの補償という形でなされること、捜査段階から公費による被害者弁護人制度が整っていることでした。

確かに、我が国とは、人口規模や社会福祉制度等大きく異なるところもありますが、両国の被害者支援制度の設計、実施は、極めてシンプルかつ合理的な思考から生まれてきたという印象が強く、我が国において実施できない理由にはならないと感じました。

発行：公益社団法人全国被害者支援ネットワーク